## 大阪府保育士会会則

(名 称)

第1条 この会は大阪府保育士会と称し、主たる事務所を大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪府社会福祉協議会施設福祉部内におく。

(目的と事業)

- 第2条 この会は児童の福祉を増進するため、大阪府内における保育士等の資質向上を図ることを目的として、下の事業を行う。
- 1 保育に関する調査及び研究
- 2 保育士等の福祉増進及び厚生教養に関する事業
- 3 保育事業に関する図書、刊行物の出版及び推せん
- 4 その他目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 本会は、大阪府社会福祉協議会保育部会に所属する保育士等(兼任施設長を含む)を以って、構成する。

(役 員)

第4条 この会は下の役員を以って組織する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長2名
- 3 書記 2名
- 4 監事 2名
- 5 常任委員若干名

(役員の選出)

第5条 役員の選出は次の方法による

- 1 会長、副会長、書記、監事は常任委員において選出し総会の認証を得る。
- 2 常任委員は保育部会の各ブロックからの推薦により各市から1名を選出。但し、15 ヵ 園を超える毎にさらに1名を選出することができる。

(任務)

第6条 会長は会を代表し会務を統轄する。

- 1 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 2 書記は、本会の庶務を司る。
- 3 監事は経理会計の監査にあたり、総会にて報告する。
- 4 常任委員は、本会の目的達成に必要な業務の推進にあたる。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。 役員に欠員を生じた場合、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 この会の総会は年1回以上、常任委員会は必要に応じ開くこととする。

(名誉会長)

第9条 この会には、名誉会長をおくことができる。

名誉会長は、歴代の大阪府保育士会長とし、常任委員の承認を得て、会長が委嘱する。

(ブロック長)

第10条 この会に、ブロック長をおくことができる。ブロック長は、常任委員の互選と し、各ブロックから1名選出する。

(専門委員会)

- 第11条 この会に必要に応じて専門委員会をおくことが出来る
- 2 専門委員会の構成はその都度構成する。

(会 費)

第12条 会費は、施設からの会員名簿提出により、一人あたり 1,200 円×提出会員数の 会費とし、施設長に請求することができる。

(会 計)

- 第13条 この会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更には委員会において半数以上の同意を必要とし、総会における 認証を得るものとする。

## 附則

この会則は昭和56年4月から実施する

昭和60年4月から実施する

平成 4年4月から実施する

平成 5年4月から実施する

平成12年4月から実施する

平成14年4月から実施する

平成22年4月から実施する

平成27年4月から実施する

## 平成29年4月から実施する

2 この会則の施行前に、旧会則の定めにより、すでに役員としているものについては、 任期が満了するまで、なお従前のとおりとする。